

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会第1回総会



公式マスコット「アップリート君」

と き 令和 6 年 7 月 5 日（金） 組織会終了後

ところ 八戸パークホテル 3 階 ロイヤルホール

次 第

1 会長あいさつ

2 報 告 事 項

- (1) 愛称、スローガン等について
- (2) 青森県実行委員会事務局規程について

3 議 案 審 議

- (1) 議案第1号 開催基本方針（案）について
- (2) 議案第2号 令和6年度青森県実行委員会事業計画（案）について
- (3) 議案第3号 令和6年度青森県実行委員会歳入歳出予算（案）について

4 そ の 他

5 会場地代表あいさつ

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の 愛称・スローガン等

青の煌めきあおもり国スポを一体的に実施するために、すでに制定されている青の煌めきあおもり国スポの愛称・スローガン等を、次のとおり青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会において使用する。

1 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

青の煌めきあおもり国スポの愛称・スローガン・マスコットキャラクター（別紙）を、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会において使用する。

なお、シンボルマークについては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポでは作成しないこととしている。

2 公式ポスター

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会において、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の公式ポスターについても制作することとしている。

なお、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの期間でデザインの募集を行っており、令和 6 年 7 月末頃に入賞作品が決定する予定。

また、令和 6 年 8 月 20 日、（公財）日本スポーツ協会第 2 回国民スポーツ大会委員会において、公式ポスター図案が承認される見込み。

1 愛称

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ

青い空、青い海や湖、青い山並など美しく豊かな自然に恵まれた青森で、国スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いきいきと煌めく^{きら}ような大会を目指します。

2 スローガン

翔けろ未来へ縄文の風に乗って

縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めています。

3 マスコットキャラクター



「アップリート君」

特徴ある県の形と、ハチマキの中央にある「りんご」で青森県を表現しています。

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会会則第14条第2項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を行う。

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 事 務 局 長 | 1 名 |
| (2) 事務局次長 | 若干名 |
| (3) 部 長 | 若干名 |
| (4) 班 長 | 若干名 |
| (5) 係 長 | 若干名 |
| (6) 係 員 | 若干名 |

- 2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、副部長、副班長、副係長を置くことができる。
- 3 事務局長は実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱し、事務局次長、部長、副部長、班長、副班長、係長、副係長、係員は事務局長が委嘱する。
- 4 事務局長は、国民スポーツ大会に関する専門的な知識、経験を有する者を専門監として委嘱することができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を総理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するとともに、事務局の事務を総括する。
- 3 部長は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するとともに、部の事務を総括する。
- 4 班長は、上司の命を受け班の事務を掌握する。
- 5 係長は、上司の命を受け所管事務を掌理し、係員を指揮監督する。
- 6 係員は、上司の命を受け所管事務に従事する。

(参与)

第5条 事務局に参与を置くことができる。

2 参与は、事務局長が委嘱する。

3 参与は、事務局の局務について助言する。

(部の設置)

第6条 事務局に次の部を置く。

(1) 企画総務部

(2) 式典部

(3) スケート競技部

(4) アイスホッケー競技部

(5) 歓迎案内部

(6) 広報報道部

第3章 会議

(部長会議)

第7条 事務局に、事務局長、事務局次長及び部長をもって構成する部長会議を置く。

2 部長会議は、必要に応じ事務局長が召集し、事務局長が議長となり、事務局運営上の連絡調整その他必要事項について審議する。

3 部長会議には、必要に応じ関係者を出席させることができる。

第4章 決裁

(代決)

第8条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務の代決を行い、事務局次長が不在のときは、企画総務部長がその事務の代決を行い、企画総務部長が不在のときは、企画総務班長がその事務の代決を行い、企画総務班長が不在のときは、総務係長がその事務の代決を行う。

2 代決しようとする事務が、重要もしくは異例のもの又は疑義のあるものであるときは、前項の規定にかかわらず代決することができない。

(専決)

第9条 事務局長、事務局次長、企画総務部長、企画総務班長及び総務係長は、別表1に掲げる事項を専決することができる。

(専決事項の代決)

第10条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは事務局次長がその事項を代決する。

2 事務局次長の専決事項について、事務局次長が不在のときは企画総務部長がその事項を代決する。

- 3 企画総務部長の専決事項について、企画総務部長が不在のときは企画総務班長がその事項を代決する。
- 4 企画総務班長の専決事項について、企画総務班長が不在のときは総務係長がその事項を代決する。

第5章 文書及び公印

(文書記号及び番号)

第11条 発送文書には、文書記号及び文書番号を付けるものとする。

- 2 文書記号は、「国青実」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。
- 4 文書番号は、企画総務部に備え付ける文書処理簿により処理する。ただし、軽易な文書については、番号を省略することができる。

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の種類及び寸法は、別表2に掲げるとおりとする。

第6章 財務

(予算)

第13条 事務局長は、予算案を作成し、総会に付議する手続きをとらなければならない。

(決算)

第14条 財務担当者は、事業完了後2か月以内（令和7年度にあっては、3月31日まで）に収支決算書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の審査を経て、総会に付議する手続きをとらなければならない。

(旅費)

第15条 事務局職員等に支給する旅費は、別に定めるもののほか、開催地の旅費支給規程による。

第7章 補則

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月5日から施行する。

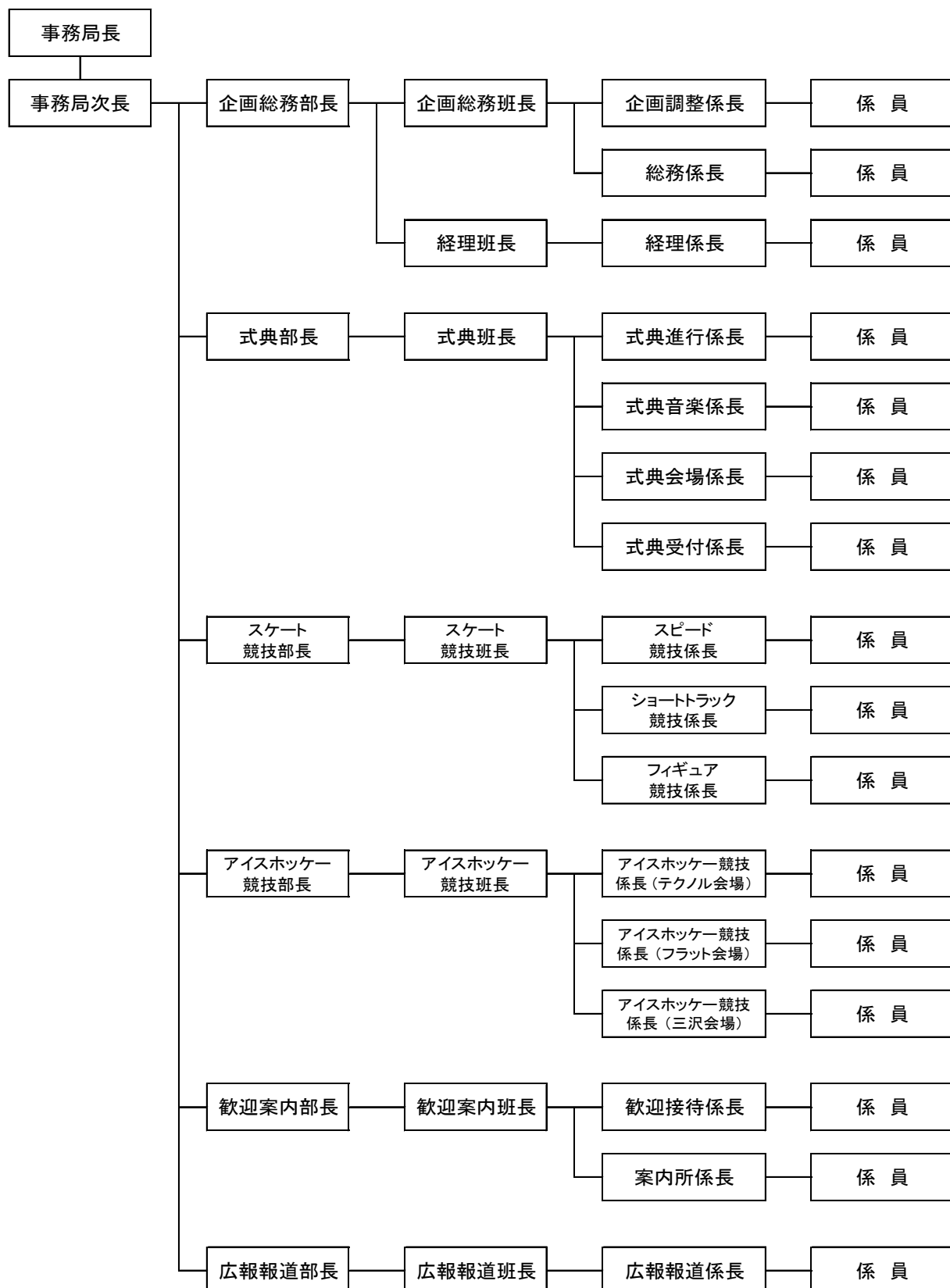
別表１（第９条関係）

専 決 者	専 決 事 項
事 務 局 長	１．予算の執行に関すること。 ２．１件の金額が１,０００万円以上の支出負担行為をすること。 ３．前号に規定するもののほか、会長名をもってする比較的重要な事項に関すること。
事 務 局 次 長	１．事務局次長及び部長の旅行命令に関すること。 ２．１件の金額が１,０００万円未満の支出負担行為をすること。 ３．前各号に規定するもののほか、会長名をもってする軽易な事項に関すること。
企画総務部長	１．班長以下の旅行命令に関すること。 ２．１件の金額が５００万円未満の支出負担行為をすること。 ３．前各号に規定するもののほか、事務局長名をもってする軽易な事項に関すること。
企画総務班長	１．係長の旅行命令に関すること。 ２．１件の金額が３００万円未満の支出負担行為をすること。
総 務 係 長	１．係員の旅行命令に関すること。 ２．１件の金額が１００万円未満の支出負担行為をすること。 ３．支出の命令に関すること。

別表２（第１２条関係）

名 称	書 体	寸 法
青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会会長印	てん書	方 24 mm
青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局長印	てん書	方 24 mm
青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局長印（銀行印）	てん書	方 24 mm

きら
 青の煌めきあもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
 令和6年度青森県実行委員会事務局組織図（案）



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 開催基本方針（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポを一体的に実施するために、すでに制定されている「青の煌めきあおもり国スポ開催基本方針」（別紙）を「青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会開催基本方針」として取り扱うこととする。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ開催基本方針

1 基本方針

青の煌めきあおもり国スポは、本県で49年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

2 実施目標

（1）スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができ環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する大会とします。

（2）自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とします。

（3）来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 令和6年度青森県実行委員会事業計画（案）

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県
実行委員会の令和6年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- （1）各種要項の検討
- （2）実行委員会事務局各部の組織編制等
- （3）本大会との連携事業
- （4）その他開催準備業務の推進

2 情報収集、協議・連絡調整の実施

- （1）先催県の情報収集
 - ・第79回大会視察（岡山県・群馬県 開催）
- （2）公益財団法人日本スポーツ協会、八戸市、三沢市、関係自治体及び関係機関・
団体等との連絡調整

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
令和6年度青森県実行委員会歳入歳出予算（案）

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県
実行委員会の令和6年度収支予算は、次のとおりとする。

（歳 入）

（単位：千円）

款 項	目	節	予 算 額	備 考
1.	実行委員会収入		4,066	
	1.	実行委員会収入	4,066	
		1.	補助金及び負担金	
		1.	八戸市負担金	
歳 入 合 計			4,066	

（歳 出）

（単位：千円）

款 項	目	予 算 額	備 考
1.	実行委員会費	4,066	
	1.	企画総務費	
		1.	委員会費
		2.	事務局費
歳 出 合 計		4,066	

国民体育大会冬季大会歴代開催地

回	開催年	開催地（会場地）
第 1 回	昭和 22 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
※夏・秋季大会（昭和21年に第1回を開催）と同年開催とするとともに、開催回数を夏・秋季大会と同じくするため、昭和23年の大会を第3回としたものである。		
第 3 回	昭和 23 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ）
第 4 回	昭和 24 年	長 野 県 （ 諏 訪 ）
第 5 回	昭和 25 年	北 海 道 （ 苫 小 牧 ）
第 6 回	昭和 26 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第 7 回	昭和 27 年	栃 木 県 （ 日 光 ）
第 8 回	昭和 28 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ）
第 9 回	昭和 29 年	北 海 道 （ 札 幌 ）
第10回	昭和 30 年	長 野 県 （ 諏 訪 ）
第11回	昭和 31 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第12回	昭和 32 年	栃 木 県 （ 日 光 ）
第13回	昭和 33 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ）
第14回	昭和 34 年	北 海 道 （ 帯 広 ）
第15回	昭和 35 年	長 野 県 （ 本 郷 ）
第16回	昭和 36 年	長 野 県 （ 軽 井 沢 ）
第17回	昭和 37 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第18回	昭和 38 年	北 海 道 （ 帯 広 ）
第19回	昭和 39 年	神奈川県 （ 箱 根 ）
第20回	昭和 40 年	長 野 県 （ 茅 野 ）
第21回	昭和 41 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ）
第22回	昭和 42 年	栃 木 県 （ 日 光 ）
第23回	昭和 43 年	北 海 道 （ 帯 広 ）
第24回	昭和 44 年	山 梨 県 （ 富士吉田・河口湖 ）
第25回	昭和 45 年	長 野 県 （ 本 郷 ）
第26回	昭和 46 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第27回	昭和 47 年	栃 木 県 （ 日 光 ・ 宇 都 宮 ）
第28回	昭和 48 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ）
第29回	昭和 49 年	北 海 道 （ 札 幌 ・ 苫 小 牧 ）
第30回	昭和 50 年	山 梨 県 （ 富士吉田・河口湖 ）
第31回	昭和 51 年	栃 木 県 （ 日 光 ・ 今 市 ）
第32回	昭和 52 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第33回	昭和 53 年	長 野 県 （ 松 本 ・ 軽 井 沢 ）
第34回	昭和 54 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ・ 秋 田 ）
第35回	昭和 55 年	北 海 道 （ 苫 小 牧 ）
第36回	昭和 56 年	山 梨 県 （ 河口湖・富士吉田 ）
第37回	昭和 57 年	栃 木 県 （ 日 光 ）
第38回	昭和 58 年	群 馬 県 （ 伊 香 保 ）
第39回	昭和 59 年	北 海 道 （ 釧 路 ）
第40回	昭和 60 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第41回	昭和 61 年	山 梨 県 （ 河口湖・富士吉田 ）
第42回	昭和 62 年	長 野 県 （ 軽 井 沢 ）
第43回	昭和 63 年	群 馬 県 （ 伊 香 保 ・ 前 橋 ）
第44回	平成 元年	北 海 道 （ 帯 広 ）
第45回	平成 2 年	岩 手 県 （ 盛 岡 ・ 滝 沢 ）
第46回	平成 3 年	長 野 県 （ 軽 井 沢 ）
第47回	平成 4 年	山 形 県 （ 山 形 ）
第48回	平成 5 年	青 森 県 （ 八 戸 ）
第49回	平成 6 年	群 馬 県 （ 伊 香 保 ・ 前 橋 ）
第50回	平成 7 年	福 島 県 （ 郡 山 ）

回	開催年	開催地（会場地）
第51回	平成 8年	栃木県（日光）
第52回	平成 9年	北海道（釧路）
第53回	平成10年	岩手県（盛岡・石鳥谷・二戸）
第54回	平成11年	長野県（長野・軽井沢）
第55回	平成12年	青森県（八戸・三沢・福地）
第56回	平成13年	山梨県（甲府・河口湖・富士吉田）
第57回	平成14年	北海道（帯広・清水・浦幌）
第58回	平成15年	群馬県（前橋・高崎・伊香保）
第59回	平成16年	青森県（八戸・三沢・福地）
第60回	平成17年	山梨県（甲府・富士吉田）
		東京都（渋谷区・西東京）
第61回	平成18年	北海道（苫小牧）
第62回	平成19年	群馬県（前橋・高崎・渋川）
第63回	平成20年	長野県（長野・軽井沢）
第64回	平成21年	青森県（八戸・三沢・南部）
第65回	平成22年	北海道（釧路）
第66回	平成23年	青森県（八戸・三沢・南部）
第67回	平成24年	愛知県（名古屋・豊橋・長久手）
		岐阜県（恵那）
第68回	平成25年	東京都（新宿区・渋谷区・江戸川区・東大和・西東京）
		福島県（郡山）
第69回	平成26年	栃木県（日光）
第70回	平成27年	群馬県（前橋・高崎・渋川）
第71回	平成28年	岩手県（盛岡・花巻・二戸）
第72回	平成29年	長野県（長野・岡谷・軽井沢）
第73回	平成30年	山梨県（富士吉田・甲府）
		神奈川県（横浜）
第74回	平成31年	北海道（釧路）
第75回	令和 2年	青森県（八戸・三沢・南部）
第76回	令和 3年	岐阜県（恵那）
		愛知県（名古屋・豊橋・長久手）
第77回	令和 4年	栃木県（日光）
特 別	令和 5年	青森県（八戸・南部）
第78回	令和 6年	北海道（苫小牧）

※第78回大会より「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」へ名称変更